

### 国民健康保険 出産育児一時金のお知らせ

市の国民健康保険に加入している方が出産した場合、世帯主の方に出産育児一時金が支給されますが、平成27年1月1日から、**産科医療補償制度**※の見直しにより、**別表**のとおりとなります。

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、42万円（加算額含む）で支給額に変更はありませんが、産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合、

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、42万円（加算額含む）で支給額に変更はありませんが、産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合、

平成27年1月1日以降の出産	40万4千円
平成27年1月1日以前の出産	1万6千円

#### ＜別表：出産育児一時金の額＞

平成26年12月31日までの出産	39万円
産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合の加算額 ※掛金と同額	3万円

### 2015年農林業センサスにご協力ください

平成27年2月1日を基準日として、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、わが国の農林業の生産構造や、生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握し、今後の農林業の政策に

役立てるために実施される重要な統計調査です。

農林業を営んでいる皆様のお宅に、1月中旬から調査員証を携帯した統計調査員が伺いますので、調査票への記入にご協力をお願いします。

**企画政策課政策推進班**  
☎(70)0316

### 65歳からの貯筋(ちょきん)アップ講座の参加者募集

高齢になっても、いつまでも元気に生活できるように、体の貯筋(体力向上・筋肉維持)をしませんか。

自宅で簡単にできる運動を紹介しますので、今の健康を保つためにも、実際に体を動かして、気持ちのいい汗をかきましょう。

▶日時=2月17日(火)9時30分～11時30分  
※3月にも開催を予定しています  
▶会場=中部コミュニティセンター 2階視聴覚室  
▶募集人数=50人  
▶講師=スポーツクラブ ルネサンス 健康運動指導士

▶対象=市内に住所を有する65歳以上の方  
▶参加費=無料  
▶持ち物=水分補給のための飲み物と汗拭きタオル、運動ができる服装と靴で参加  
▶受付開始日=1月5日(月)～  
▶申込方法=高齢者支援課の窓口または電話で申し込み  
**☎・☎高齢者支援課高齢者支援班**  
☎(70)0332

### 後期高齢者医療制度・国民健康保険の葬祭費

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、市民課窓口で手続きを行うことで、葬儀を行った喪主の方へ葬祭費と

して5万円が支給されます。

▼手続きに必要なもの  
・亡くなられた方の保険証  
・喪主の方が確認できる書類(会葬礼状 葬儀の領収書等)

☎(70)0334

### あんとんねえさく『九十九里地域認知症家族の会』in大網白里市

介護の悩みや困っていることなどを語り合ってみませんか。

▼日時=1月19日(月)13時30分～15時30分

▼会場=中央公民館2階講義室

▼内容=交流会、個別相談

▼対象=認知症の方(疑いを含む)を介護している方

☎(70)0439  
FAX(70)1093  
✉korei@city.oanishirasato.jp

### 特定計量器の定期検査

計量法に基づく計量器の定期検査を実施します。

業務上の取り引きまたは証明に使用する計量器(はかり)をお持ちの方は、必ず受検してください。受検をされない場合、計量法上の罰則規定の適用を受けることがありますのでご注意ください。

▶日時=①1月20日(火)、②21日(水)、③22日(木) 10時30分～12時、13時～15時

▶会場=①中央公民館、②農村環境改善センター いずみの里、③中部コミュニティセンター

▶対象=業務上使用する計量器(はかり)

※計量器が製造時の検定から3年以内で、かつ今回が1回目の定期検査に当たる場合、検査は免除となります。詳細については対象者へ12月中に通知していますが、前回の定期検査(平成24年1月)以降に事業を開始された方など、通知が来ていない場合でも検査の対象になる可能性があります。

※手数料は「千葉県収入証紙」で納入してください

**☎(対象となる計量器の種類、検査時期、手数料等に関しては)**  
千葉県計量検定所  
☎043(251)7209  
(検査日程の調整や提出物等に関しては)  
産業振興課商工観光振興室 ☎(70)0355

### ねんきんナビ

～新成人のみなさんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を現役世代のみんなまで支える制度です。若いときに公的年金に加入して保険料を納めることで、年をとったとき、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、年金を受け取ることができます。

#### ◆ポイント◆

##### ①将来の大きな支えになります

国民年金は、20歳から60歳まで加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営していて、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

##### ②老後のためだけではありません

国民年金は、年をとったときの「**老齢年金**」のほかに、病気や事故で障害が残ったときに受け取れる「**障害年金**」、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れる「**遺族年金**」があります。

#### ◆学生納付特例制度と若年者納付猶予制度◆

##### ①学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

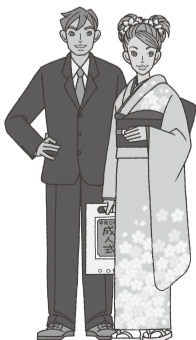
対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

##### ②若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎・☎千葉県年金事務所 ☎043(242)6320

市民課国保年金班 ☎(70)0334



### 高齢者の相談窓口

### 地域包括支援センターだより

～オレンジリングの輪をひろげよう～

認知症は誰でも起こりうる脳の病気で、85歳以上の4人に1人は症状があると言われています。本市では、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために認知症サポーターを養成しています。

#### ＜認知症サポーターとは＞

認知症サポーター養成講座で認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の方やその家族を地域や職場で温かく見守る応援者です。

#### ＜内容＞

- ・認知症の症状の理解を深めます。
- ・認知症の方への関わり方を学びます。

認知症サポーター養成講座を受講した方にオレンジリングを配布しています。やさしく言葉を掛けたり、手を貸したりする方が身近にいれば、認知症になっても安心して暮らすこ



とができます。認知症サポーター養成講座は、職場での研修や自治会の集まり、学校の授業など受講者に応じた内容で実施していますので、お気軽に地域包括支援センターへご連絡ください。

#### ◆1月の出張相談

▶日時=9日(金)13時30分～15時  
▶会場=老人福祉センター 「コスモス荘」  
※訪問することもできますのでお気軽にご相談ください

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています。

**☎(70)0439 FAX(70)1093**  
**在宅介護支援センターおおみ緑の里**  
☎(73)5146  
**在宅介護支援センター杜の街**  
☎(70)1666